

東京都省エネルギー性能評価書作成基準の改正について

東京都建築物環境配慮指針（以下「配慮指針」という。）の一部改正（平成 28 年東京都告示第 1487 号）により、建築物環境計画書制度における設備システムのエネルギー利用の低減率（以下「ERR」という。）の段階評価水準を改正しました。これを踏まえ、東京都省エネルギー性能評価書作成基準（以下「性能評価書」という。）における評価基準も以下の通り見直しました。

（現行）

[性能評価書] 評価基準	ERR 値		[配慮指針] 段階評価
	建物全体		
AAA	11%以上		段階3
AA	10.5%以上 11 %未満		段階2
A	10 %以上 10.5%未満		
B	5 %以上 10 %未満		段階1
C	0 %以上 5 %未満		

（施行後）

[性能評価書] 評価基準 <small>平成 29 年 1 月 27 日 改正</small>	ERR 値		[配慮指針] 段階評価 <small>平成 28 年 8 月 31 日 改正</small>	[BELS] 評価基準 (参考)
	非住宅用途 1 (※1)	非住宅用途 2 (※2)		
AAA	40%以上	30%以上	段階3	5★
AA	30%以上 40%未満	25%以上 30%未満		4★
A	20%以上 30%未満	20%以上 25%未満	段階2	3★
B	10%以上 20%未満		段階1	2★
C	0%以上 10%未満			
—	—10%以上 0%未満		—	1★

（※1） 非住宅用途1…事務所等、学校等、工場等

（※2） 非住宅用途2…ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第8条の3第2項第2号から第9号までに掲げる用途を省略して記載しています。）

性能報告書及び配慮指針における上記改正は、
平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。